日銀業第３８９号
２０２６年１１月６日

国債発行関係事務についての
日銀ネット利用先　　御中
日銀ネット利用金融機関等

日　本　銀　行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」
の一部改正に関する件

以下に掲げる事由等により、標記規程の一部を別紙．のとおり改正し、本年１２月７日から実施することとしましたので、通知します。

１．年限を２年または５年とする変動利付国債の発行が予定されていること（注１）

２．初回発行・利回格差競争入札（初回発行の銘柄について利回格差を競争に付して行われる入札をいいます。）が導入されることとなったこと（注２）

３．個人向け国債の販売対象が拡大されることとなったこと（注３）

（注１）年限を２年または５年とする変動利付国債の商品性等については、財務省ＨＰにおいて公表されています。当該国債の初回発行時期は２０２７年１月以降となることが予定されています。
＜https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/20260330.html＞

（注２）初回発行・利回格差競争入札の開始時期は、２０２７年１月以降となります。

（注３）販売対象拡大後の個人向け国債の商品性等については、財務省ＨＰにおいて公表されています。当該国債の初回発行時期は２０２７年１月となることが予定されています。
＜https://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/plus/＞

以　上

別紙.

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」
中一部改正

○　目次の第１編Ⅱ．３．および４．を横線のとおり改める。

３．オンライン応募 ‥‥‥

入札発行のうち、特別参加者第Ⅱ非価格競争入札（国債市場特別参加者を対象とし、価格競争入札~~または~~、利回競争入札または初回発行・利回格差競争入札の募入を決定した後に、発行価格をその価格競争入札~~または~~、利回競争入札または初回発行･利回格差競争入札にもとづき所定の方法により定め､財務大臣が国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めて行われる入札をいいます。以下「特別参加者第Ⅱ非競争入札」といいます。）を行うものをいいます。

（~~１２~~１３）特別参加者流動性供給・利回格差競争

入札発行のうち、特別参加者流動性供給・利回格差競争入札（国債市場特別参加者を対象とし、既発行の利付国債（変動利付国債、個人向け国債および物価連動国債を除きます。）と同一の銘柄について~~利回格差を競争に付して行われる~~の利回格差競争入札をいいます。以下同じです。）を行うものをいいます。

（~~１３~~１４）利回格差

初回発行・利回格差競争入札または特別参加者流動性供給・利回格差競争入札において、入札の基準として財務大臣が銘柄ごとに定める利回~~（以下「基準利回」といいます。）~~に応募した者が加算する数値をいいます。

（１５）基準金利

初回発行・利回格差競争入札においては（１４）の「入札の基準として財務大臣が銘柄ごとに定める利回」を、変動利付国債（個人向け国債を除きます。）の利率の計算においては利率の基準となる金利を、それぞれ指します。

（１６）基準利回

特別参加者流動性供給・利回格差競争入札における（１４）の「入札の基準として財務大臣が銘柄ごとに定める利回」をいいます。

（~~１４~~１７）競争入札

価格競争入札、利回競争入札、初回発行・利回格差競争入札および特別

参加者流動性供給・利回格差競争入札をいいます。

（~~１５~~１８）
　∫　　略（不変）
（~~１９~~２２）

（~~２０~~２３）発行通番

一の「国債入札実施要項通知」により通知される国債の入札ごとに、その入札を特定するために付される３桁の番号をいいます。発行通番は、「国債入札実施要項通知」、「国債入札要項受信済通知」、「国債入札募入決定通知」および「国債入札募入決定通知（流動性供給）」に、国債の種類および発行方法の別に応じて次のとおり表示されます。

イ、クライメート・トランジション利付国庫債券以外の場合

①　価格競争、利回競争、初回発行・利回格差競争、価格競争および非競争、価格競争および特別参加者第Ⅰ非競争または価格競争、非競争および特別参加者第Ⅰ非競争のとき

国庫短期証券の入札のとき

００１～１９９までのいずれかの発行通番

利付国債の入札のとき

２００～２９９までのいずれかの発行通番

②　略（不変）

③　略（不変）

ロ、略（不変）

（~~２１~~２４）
　∫　　略（不変）
（~~３１~~３４）

略（不変）

（~~３２~~３５）払込者

日銀国債規程第１１条に規定する応募者、発行省令第６条に規定する募集取扱機関、個人向け国債発行省令第４条に規定する取扱機関または、日本銀行の承認を受けて、これらの者から発行払込の事務につき委託を受けている者（以下「払込受託者」といいます。また、払込受託者にこれらの

事務の委託をしている者を以下「払込委託者」といいます。）をいいます。ただし、払込委託者は払込者に含みません。

なお、払込者が払込受託者である場合には、（~~２９~~３２）から（~~３１~~３４）までの金額は、払込受託者分と払込委託者分との合計額とします。

（~~３３~~３６）
∫　略（不変）
（~~５４~~５７）

~~（５５）基準金利~~

~~利付国庫債券（変動・１５年）の利率の基準となる金利をいいます。~~

（~~５６~~５８）
∫　略（不変）
（~~５９~~６１）

略（不変）

○　第１編Ⅱ．１．（１）①を横線のとおり改める。

①　日本銀行は、入札参加者のオンライン入札参加者店舗に対し、「国債入札実施要項通知」（7211-00100, 00101, 00102, 00103, 00104, 00105, 00106, 00107）(注1)により、国債の入札が行われる旨およびその実施要項を通知します(注2)。

なお、日本銀行本支店の窓口には、同要項の詳細等を記載した「入札実施要項」が用意されていますので、必要な場合はこれも参照してください。

（注１）略（不変）

（注２）略（不変）

○　第１編Ⅱ．２．を横線のとおり改める。

２．「国債入札実施要項通知」の受信 日本銀行は、入札参加者のオンライン入札参加者店舗に対して、「国債入札実施要項通知」(7211-00100, 00101, 00102, 00103, 00104, 00105, 00106, 00107)を送信します。 この場合、ブザー音が連続して鳴りますので、直ちに「国債入札実施要項通知」を出力してください。 「国債入札実施要項通知」は、国債の種類および発行方法の別に応じて次のとおり出力されます。 以下略（不変）	略（不変）

○　第１編Ⅱ．２．中⑫を⑬とし、③から⑪までを一ずつ繰り下げ、②の次に次の③を加える。

③　利付国債・初回発行・利回格差競争の場合

（7211-00107）

入札参加者　殿

日本銀行

国債入札実施要項通知

発行通番	＿＿
銘柄	＿＿＿＿＿＿（注１）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
発行根拠法	＿　＿　＿　＿　＿（注２）
発行方法	13　利回格差競争（注３）
発行予定額	＿＿＿＿＿ 億円程度
発行日	＿＿＿＿＿
利子支払期	＿＿＿＿　＿＿＿＿（注４）
償還期限	＿＿＿＿＿
応募利回格差の単位	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（注５）
競争入札の応募限度額	＿＿＿＿＿＿ 百万円（注６）
利率の決定方法	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（注７）
基準金利	＿＿＿＿＿ ％
発行価格の決定方法	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（注８）
発行価格	＿＿＿＿＿ 円（注８）
応募額一口の金額	＿＿＿＿＿ 百万円
申込締切日時	＿＿＿＿＿　＿＿＿＿
募入決定通知日	＿＿＿＿＿
払込期日	＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「財務大臣が定める特定の利率」

（注８）発行価格の決定方法または発行価格のうち、日本銀行が指定したいずれかが表示されます。指定がない項目は、項目名を含め、表示されません。発行価格の決定方法が表示される場合には、「財務大臣が定める特定の価格」と表示されます。

（注９）日本銀行から入札参加者に通知する事項がない場合には、表示されません。

○　第１編Ⅱ．２．⑦（注４）を横線のとおり改める。

（注４）利付国庫債券（変動・２年）、利付国庫債券（変動・５年）または利付国庫債券（変動・１５年）の場合には、この入札により発行される国債の最初の利子支払期における利率が表示されます。

○　第１編Ⅱ．３．を横線のとおり改める。

３．オンライン応募

入札参加者は、所定の端末操作手順（業務処理区分コード721101）に従い、オンライン応募を行うことができます。この場合において、価格競争入札、利回競争入札、初回発行・利回格差競争入札または特別参加者流動性供給・利回格差競争入札へのオンライン応募を行うときは、同一の入札について、異なる応募内容の送信を複数回に分割し行うことができます(注)。

（注）略（不変）

日本銀行は、オンライン応募の電文を受信した場合には、遅滞なく、当該電文を送信した入札参加者のオンライン入札参加者店舗に対し、「共通受付済応答」（Z***-*****）を送信するとともに、「国債入札要項受信済通知」（7211-00200, 00201, 00202）を送信します。オンライン応募を行うに当っては、特に次の点に注意してください。

略（不変）

①　略（不変）

略（不変）

② 応募口数の制限

１入札(注)につき応募口数の合計は、それぞれ次の口数が限度となっています。従って、これらの入札において応募口数の合計が当該口数を超える場合には、オンライン応募を行うことはできません。

イ．価格競争入札、利回競争入札または初回発行・利回格差競争入札　１００口

ロ．　略（不変）

（注）略（不変）

③ 略（不変）

④ 応募価格、応募利回または応募利回格差の値

（価格競争入札における応募価格）
正の値としてください。

（利回競争入札における応募利回）
正またはゼロのいずれかの値としてください。

（初回発行・利回格差競争入札または特別参加者流動性供給・利回格差競争入札における応募利回格差）
正、負またはゼロのいずれかの値としてください。
初回発行・利回格差競争入札における応募利回格差は、「国債入札実施要項通知」に指定された基準金利に当該応募利回格差を加えた値が整数部２桁以内となる値としてください。

○ 第１編Ⅱ．４．を横線のとおり改める。

４．「国債入札募入決定通知」または「国債入札募入決定通知（流動性供給）」の受信

略（不変）

（注１）書面による応募を行った場合にも送信します。また、応募額全額が募入外となった入札参加者に対しても募入額ゼロの旨を表示した「国債入札募入決定通知」または「国債入札募入決定通知（流動性供給)」を送信します。
（注２）略（不変）

(7211-00300, 00301)

略（不変）

（注１）
∫　略（不変）
（注３）

（注４）利付国債の場合に限り表示されます。なお、利付国庫債券(変動・２年)、利付国庫債券（変動・５年）または利付国庫債券（変動・１５年）の場合には、最初の利子支払期における利率が表示されます。
以下略（不変）

○　第２編の業務処理区分「国債発行　入札発行　入札要項」（コード７２１１０１）の概　要を横線のとおり改める。

概　要

国債の入札へのオンライン応募を行います。オンライン応募に当っては、出力された「国債入札実施要項通知」に従って入力してください。また、送信した「入札要項」が有効であることは、「国債入札要項受信済通知」の受信により確認してください。

なお、「入札要項」の送信区分を「再送信」または「取消」と指定することにより、送信済のオンライン応募の電文の訂正または取消を行うことができます。

価格競争入札~~もしくは、~~利回競争入札もしくは初回発行・利回格差競争入札における応募口数の合計が１００口を超える場合または特別参加者流動性供給・利回格差競争入札における応募口数の合計が１５０口を超える場合には、オンライン応募を行うことはできません。

（注１）略（不変）

（注２）価格競争入札、利回競争入札、初回発行・利回格差競争入札または特別参加者流動性供給･利回格差競争入札へのオンライン応募を行う場合には、同一の入札について、異なる「応募価格」、「応募利回」、「応募利回格差」または「銘柄および応募利回格差」（ただし、「銘柄および応募利回格差」については特別参加者流動性供給・利回格差競争入札に応募する場合に限ります。）を複数回に分割し入力することができます。この場合における２回目以降の入力を、以下「分割入力」といいます。

（注３）略（不変）

○　第２編の業務処理区分「国債発行　入札発行　入札要項」（コード７２１１０１）の入力手順中②横線のとおり改める。

②　送信区分コードを入力します。

略（不変）

（注１）送信済のオンライン応募の電文について、追加でオンライン応募を行う場合には、「通常」を選択します。この場合、送信済のオンライン応募の電文と同じ「応募価格」、「応募利回」、「応募利回格差」または「銘柄および応募利回格差」（ただし、「銘柄および応募利回格差」については特別参加者流動性供給・利回格差競争入札に応募する場合に限ります。）による分割入力はできません。

以下略（不変）

○　第２編の業務処理区分「国債発行　入札発行　入札要項」（コード７２１１０１）の入力手順中（１）を横線のとおり改める。

（１）発行方法が「価格競争による入札発行」~~または~~、「利回競争による入札発行」または「初回発行・利回格差競争による入札発行」の場合

⑤～⑥　入力は不要です。

⑦　⑩で入力する応募価格の上限チェック、~~または~~応募利回の下限チェックまたは応募利回格差の下限チェックを行う場合、その上限価格~~または~~、下限利回または下限利回格差を入力します。

入力形式については、⑩を参照してください。

（注）これらのチェックについては、一の画面ごとに行います。

⑧　⑩で入力する応募価格の下限チェック、~~または~~応募利回の上限チェックまたは応募利回格差の上限チェックを行う場合、その下限価格、~~または~~上限利回または上限利回格差を入力します。

入力形式については、⑩を参照してください。

（注）これらのチェックについては、一の画面ごとに行います。

⑨　略（不変）

⑩　額面金額１００円あたりの応募価格、~~または~~年利での応募利回または応募利回格差を入力します。

「国債入札実施要項通知」に指定された応募価格、~~または~~応募利回または応募利回格差の単位で入力してください。

イ．略（不変）

ロ．略（不変）

ハ．初回発行・利回格差競争による入札発行の場合

「国債入札実施要項通知」に指定された利率の決定方法を確認のうえ、基準金利に対応する応募利回格差を入力してください。

正、負またはゼロのいずれかの値を入力してください。負値を入力する場合には、先頭にマイナス符号（「-」）を付して入力してください。

応募利回格差の単位が小数点以下第１位までの場合には、必ず小数点以下第１位までの計数を、小数点以下第２位までの場合には、必ず小数点以下第２位までの計数を、小数点以下第３位までの場合には、必ず小数点以下第３位までの計数を、それぞれ入力するようにしてください。

（例）（イ）応募利回格差の単位が０．１％刻みの場合

３％…… [3.0]

０．３％…… [0.3]

▲０．３％…… [-0.3]

０％…… [0.0]

（ロ）応募利回格差の単位が０．０１％刻みまたは０．０５％刻みの場合

（０．０１％刻み）　２％……[2.00]

（　　〃　　）　２．１４％……[2.14]

（　　〃　　）▲２．１４％……[-2.14]

（　　〃　　）　０％……[0.00]

（０．０５％刻み）　２％……[2.00]

（　　〃　　）　２．９５％……[2.95]

（　　〃　　）▲２．９５％……[-2.95]

（　　〃　　）　０％……[0.00]

（ハ）応募利回格差の単位が０．００１％刻みまたは０．００５％刻みの場合

（０．００１％刻み）　１％……[1.000]

（　　〃　　）　０．５６７％……[0.567]

（　　〃　　）▲０．５６７％……[-0.567]

（　　〃　　）　０％……[0.000]

（０．００５％刻み）　１％……[1.000]

（　　〃　　）　１．１１５％……[1.115]

（　　〃　　）▲１．１１５％……[-1.115]

（　　〃　　）　０％……[0.000]

「国債入札実施要項通知」に指定された基準金利を加えた値の整数部が３桁以上となる応募利回格差は、入力しないでください（３桁以上となる場合にはエラーとなります。）。

⑪　⑩の応募価格、~~または~~応募利回または応募利回格差に対応する応募額（額面金額）（８桁以内）を入力します。

「国債入札実施要項通知」に指定された応募額一口の金額の整数倍を入力してください。

（例）略（不変）

応募口数が複数にわたる場合には、⑩および⑪の手順を⑬および⑭以降も連続して繰返し、最後に［実行］ボタンを押します。

（注）応募額の合計（分割入力を行う場合には、当該分割入力における応募額の合計に送信済のオンライン応募の電文にお

ける応募額の累計を加えた額）が「国債入札実施要項通知」に指定された価格競争入札~~または~~、利回競争入札または初回発行・利回格差競争入札にかかる応募限度額を超える応募はできません。

⑫～　略（不変）

○　第２編の業務処理区分「国債発行　入札発行　入札要項」（コード７２１１０１）の入力手順（６）中⑦および⑧を横線のとおり改める。

⑦　⑩で入力する応募利回格差の下限チェックを行う場合、その下限利回格差を入力します。

入力形式については、⑩を参照してください。

（注）このチェックについては、一の画面ごとに行います。

⑧　⑩で入力する応募利回格差の上限チェックを行う場合、その上限利回格差を入力します。

入力形式については、⑩を参照してください。

（注）このチェックについては、一の画面ごとに行います。

○　第２編の業務処理区分「国債発行　入札発行　入札要項」（コード７２１１０１）の出力帳票中（１）（注６）を横線のとおり改める。

（注６）入札の種類に応じ、次のとおり項目名が表示されます（ロ．の場合には、発行方法に応じて異なる項目名が表示されます。）。

イ．特別参加者流動性供給・利回格差競争入札の場合

応募利回格差（％）

ロ．特別参加者流動性供給・利回格差競争入札以外の入札の場合

①利回競争または初回発行・利回格差競争のとき

・・・・・・・・・・・・　応募利回・利回格差（％）

②その他の発行方法のとき・・・・・・・・・・・・　応募価格（円）

○　第３編（個別業務コード）の「○銘柄コード」の基本コード中「①国債名称コード」を横線のとおり改める。

① 国債名称コード

区分	略称（注１）	コード
略（不変）		
個人向け利付国庫債券（変動・１０年）（注３） 個人向け利付国庫債券プラス（変動・１０年）	個人利国（変１０年）（注３） 個人国Ｐ（変１０年）	１１
利付国庫債券（物価連動・１０年）	利付国（物価１０年）	１２
個人向け利付国庫債券（固定・５年）（注３） 個人向け利付国庫債券プラス（固定・５年）	個人利国（固５年）（注３） 個人国Ｐ（固５年）	１３
個人向け利付国庫債券（固定・３年）（注３） 個人向け利付国庫債券プラス（固定・３年）	個人利国（固３年）（注３） 個人国Ｐ（固３年）	１４
略（不変）		
利付国庫債券（２０年） 元利分離国庫債券（２０年）（注２）	利付国（２０年） 分離国（２０年）	２０
利付国庫債券（変動・２年）	利付国（変動２年）	２１
利付国庫債券（変動・５年）	利付国（変動５年）	２２
略（不変）		
クライメート・トランジション利付国庫債券（２年） 元利分離クライメート・トランジション国庫債券（２年）（注~~３~~４）	略（不変）	
クライメート・トランジション利付国庫債券（５年） 元利分離クライメート・トランジション国庫債券（５年）（注~~３~~４）		
クライメート・トランジション利付国庫債券（１０年） 元利分離クライメート・トランジション国庫債券（１０年）（注~~３~~４）		
クライメート・トランジション利付国庫債券（２０年） 元利分離クライメート・トランジション国庫債券（２０年）（注~~３~~４）		

略（不変）	
元利分離国庫債券（利子）（注~~4~~5）	略（不変）

（注１）略（不変）
（注２）略（不変）
（注３）２０２６年１２月以前に発行されたものが対象となります。
（注~~3~~4）略（不変）
（注~~4~~5）略（不変）

○　第３編（個別業務コード）の「○発行方法コード」中「①業務処理中区分「入札発行」において使用するコード」を横線のとおり改める。

①　業務処理中区分「入札発行」において使用するコード

区　　分	コード
価格競争による入札発行	１１
利回競争による入札発行	１２
初回発行・利回格差競争による入札発行	１３
略（不変）	

○　［参考］計算式の「○入札発行に関する計算式」中「・応募払込代金（単位円）」の（注１）を横線のとおり改める。

（注１）利回競争または初回発行・利回格差競争の場合には、応募利回または応募利回格差ごとの募入額とする。